

建設委員会記録

開催日時 令和元年7月1日(月) 13:05～15:20

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

田尻 匠 委員長
中村 昭 副委員長
小林 誠 委員
太田 敦 委員
奥山 博康 委員
岩田 国夫 委員
国中 憲治 委員
秋本登志嗣 委員
川口 正志 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山田 県土マネジメント部長
増田 まちづくり推進局長
青山 水道局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

〈令和元年度議案〉

議第39号 令和元年度奈良県一般会計補正予算(第1号)
(建設委員会所管分)

議第44号 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
(建設委員会所管分)

議第45号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例
(建設委員会所管分)

議第47号 市町村負担金の徴収について (建設委員会所管分)

報第1号 平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について
平成30年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(建設委員会所管分)

平成30年度奈良県一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(建設委員会所管分)

報第 2号 平成30年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第 3号 平成30年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告について

報第12号 奈良県土地開発公社の経営状況の報告について

報第13号 奈良県道路公社の経営状況の報告について

報第14号 奈良生駒高速鉄道株式会社の経営状況の報告について

報第18号 奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況の報告について

報第19号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

国家賠償請求事件について

損害賠償額の決定について

報第20号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(建設委員会所管分)

(2) その他

<会議の経過>

○田尻委員長 ただいまから建設委員会を開会いたします。

岩田委員はおくれるとの連絡を受けておりますので、ご了解を願います。

本日、当委員会に対し、1名の方から傍聴の申し出がありましたので、入室していただきます。なお、この後傍聴の申し出があれば、さきの方を含め、20名を限度に入室していただきますのでご承知おきください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、付託議案について、県土マネジメント部長、県土マネジメント部理事、まちづくり推進局長、水道局長の順に説明を願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にて説明、ご報告を願います。

○山田県土マネジメント部長 県土マネジメント部分、ご説明させていただきます。令和元年6月定例県議会提出となっている資料です。

まず、予算の説明ですが、春に骨格予算を説明させていただきまして、今回新たに進める予算です。5ページ、ここから3つ目に中町道の駅というのがありますけれど、この予算、いわゆる骨格予算の後の枠で予算になりまして、合計で225億円、今から説明するものです。昨年に比べて、当初を合わせると20%ぐらい増額しています。骨格予算で積みなかった新たな部分です。これは中町道の駅の基本設計や実施設計を行う事業です。

また、京奈和自転車道整備事業、自転車利用促進事業、これは最近力を入れていきます自転車道、特に京奈和自転車道について、概成を目指して整備する事業です。

次、6ページ、上から直轄河川負担金、大和川流域総合対策、平成緊急内水対策、ここまでが、河川改良の中で国の負担をする部分と、大和川流域、いわゆる総合治水対策、平成緊急内水対策は昨年度から掲げている事業です。

続きまして、南部東部の地域河川改良、新宮川、これが南部東部の河川の改良を実施する事業です。

下の3つは通常砂防、地すべり対策、急傾斜、これは砂防で、災害の規模によって土石流等から防護する事業を3つ並べています。

7ページ、上の3つ、これも砂防関係になりますけれども、土砂災害基礎事業は、レッド区域を指定する事業です。その次、砂防指定地管理適正化事業も、砂防指定地の台帳をつくる経費で、3つ目、河川情報基盤整備事業が、リアルタイムに河川情報を提供する防災関係の事業です。

8ページになります。上から、水辺の遊歩道整備事業、奈良の河川彩りづくり事業、河

川美化対策事業、これは、河川の環境系の事業になります。河川空間をいかに過ごしやすい空間にするかという事業です。

4つ目が無電柱化推進事業、無電柱化は景観保全や防災など、いろいろな観点がありますが、ここでは歴史的な景観を保全する事業ということで上げています。

交通安全対策事業、通学路の安全対策事業、これは交通事故危険箇所での安全対策、通学路の対策です。

9ページになります。真ん中に4番、便利な「都」をつくる、効率的で便利な交通基盤をつくるというのがあります。

道路改良事業、骨格幹線道路結節点整備事業、道路改良等基礎調査があります。道路改良事業は選択と集中で、骨格幹線道路を整備する事業、国道168号、169号と掲げています。骨格幹線道路結節点事業は、いわゆる結節点、インターチェンジのフルランプ化やランプの構造、道路改良等基礎調査は、整備に入る前の、いわゆる弾込めとして調査をする事業です。

10ページ、橋りょう耐震補強、道路の災害防除、道路施設老朽化、道路施設点検・診断、道路補修事業、ここまでは全て災害に対する耐震補強や、のり面の補強、5年に1回の老朽化の点検業務を踏まえ、どのように対策をしていくかという事業で舗装が入っています。

歩道におけるバリアフリーは、バリアフリー基本構想に基づいて、順次整備していく事業です。

11ページの上2つにリニアもしくは連携協定に基づくバス交通支援事業があります。公共交通関係です。リニアは2つの項目が書いています。一つは、リニア中央新幹線の想定ルート、もう一つは奈良市附近駅と関西国際空港を直結するリニア新支線に関する調査・検討の2点です。連携協定は、奈良交通が実施しますバス停の高機能化の整備に対して補助を行う事業です。

19ページが債務負担行為の補正、追加と変更です。先ほど申し上げた事業で、特に適正な工期を確保するために債務負担行為を追加もしくは変更する事業です。具体的には、19ページでいいますと、丸がついている事業が県土マネジメント部で、公園等活用、飛鳥・藤原地域魅力向上、都市公園事業以外の丸がついている事業が先ほどご説明した事業です。交通安全対策に係る契約、通学路の安全、道路改良に係る契約、この3つが追加をお願いする事業です。こういった事業につきまして、主な事業箇所一覧の表もつけていま

すので、後でござらんください。

続きまして、条例の説明をさせていただきます。「6月定例県議会条例」説明資料です。

10ページに条例名として奈良県手数料条例等の一部を改正する事業があります。要旨の一番下に奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正、流水占用料の改定があります。消費税率の改定に伴いまして、発電の用に供するものの流水占用料について見直しを行うもので、施行日は令和元年10月1日を予定しています。

次、負担金の説明をさせていただきます。120ページの市町村負担金の徴収です。関係しますのは、地方財政法第27条の規定で、急傾斜地崩壊対策事業と流域下水道事業の2つです。急傾斜地崩壊事業につきましては、横の表にあります、10億5,200万円余で、負担金を31市町村に7,800万円をお願いします。流域下水道事業に関しましては33億8,900万円余のところを7億4,300万円の負担を31市町村にお願いする事業です。

126ページ、平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告です。これは奈良県の一般会計の繰越額について書いてあるのですが、県土マネジメント部に関係するのは129ページ、道路橋りょう費及び、次の130ページに道路橋りょう費、3、地域交通費、4、河川費があります。132ページ、災害復旧費に書いてあるのが繰越予算になります。道路橋りょう費から災害復旧費までで合計155億円繰り越しをお願いしますことになっています。90億円ほどは、ここに書いています、132ページの災害復旧ですので、工期的にも苦しいので繰り越します。昨年度に比べて繰越額が70億円程度ふえています。繰越率を減らすように努力していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

133ページ、これは表題に書いていますが、奈良県一般会計予算事故繰越計算書です。いわゆる事故繰り越しで、2つ目の10番、県土マネジメント部の道路橋りょう費です。これは、建物の撤去に不測の日数を、価値を見るのに専門の業者が亡くなられたりして、契約が間に合わなかった、令和元年度に繰り越したものです。

134ページ、下水道の通常繰り越しです。特別会計予算繰越計算書の報告についてです。翌年度繰越額ということで、8億9,800万円余繰り越す予定です。額は大きいのですが、去年より10%以上減っていますので、引き続き繰り越しの削減に努めてまいります。

144ページ、奈良県土地開発公社の経営状況、奈良県道路公社の経営状況、奈良生駒

高速鉄道の経営状況、この3つについては後の冊子でご説明させていただきます。

150ページ、奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況、これはいわゆる公共交通の基本計画で、毎年度報告しているものですが、これも私の説明の後、折原県土マネジメント部理事から説明させます。

151ページ、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告ということで、4つありまして、国家賠償請求事件と損害賠償額の決定です。

まず、国家賠償請求についてご説明させていただきます。174ページに国家賠償請求事件があります。提訴先が大阪高等裁判所となっていますけれど、平成30年10月12日の第一審、平成31年3月の第二審の判決においても、自動車が路面に発生したくぼみを通じた際についた傷について、原告に過失がなく、全ての過失が本県にあると判断されています。このような事例について、本県では運転者に過失がないと判断した事例がないので、大阪高等裁判所に上訴し、上級審の判断を仰ぎたいというものです。

175ページ、損害賠償額の決定について1番から8番までの8つについて、いずれも県管理の一般国道や県道で発生した落石等による損傷事故、例えば1番に書いている例で見ますと、発生した落石への乗り上げ、2番は路面の陥没による自動車の損害賠償、3番は落石への乗り上げ、こういった類いのものについて賠償するものです。

177ページ、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分、自動車事故にかかる損害賠償額の決定があります。県の自動車事故に係る損害賠償額で、183ページをお願いします。自動車事故にかかる損害賠償額の決定についてで、2番と3番が県土マネジメント部になります。平成30年10月15日の案件です。それぞれ事故概要と損害賠償額の相手、損害賠償額専決年月日は記載のとおりです。

続きまして、先ほど飛ばした公社の状況と公共交通計画をご説明させていただきます。奈良県土地開発公社、令和元年度事業計画書の目次で、土地開発公社事業、事業の実施方針、3ページに事業の実施計画があります。ここに事業の詳細が書いています。公有地の取得事業で、県から受託した事業として、非常に大きな額を積んでいますが、例えば道路事業で国道25号、都市計画事業で西九条佐保線、こういったものがあります。国受託分を少し細かく説明させていただきますと、国土交通省の道路事業と河川事業、大和北道路事業と大和北道路及び大和御所道路、大和川遊水地、これを受託して、京奈和自動車道の合計でいくと21億円余受託する事業です。これが事業規模になっています。

6ページ、令和元年度の事業計画になります。収益的収入及び支出があります。要する

に、収入で58億6,500万円余入ってくると、支出で59億6,457万円出すので、差し引きで9,800万円ほどの損失になるのが令和元年度の見込みです。

奈良県土地開発公社、平成30年度事業報告書の10ページ、損益計算書です。事業総利益が、まず812万円です。事業損失が1億円ほど入り、当期の純損失として1億556万円余のマイナスになります。令和元年度も大体1億円ぐらいの損失が出るようになっていきます。報告を終わらせていただきます。

次、奈良県道路公社平成30年度事業報告書をお願いします。1ページに事業報告、利用交通量があります。利用交通量は増減率で97.91%、昨年度と変わりません。第二阪奈有料道路の料金収入が85億円で、奈良県道路公社の収入が39億6,998万円です。第二阪奈有料道路をNEXCO西日本に平成31年4月1日に移管する手続きをしました。それに伴い、平成31年3月31日に奈良県道路公社は解散し、清算法人に移行したものです。

平成30年度の収支ですが、7ページに損益計算書があります。上から業務管理費、一般管理費、受託業務損、減価償却費、諸引当損の下に償還準備金繰り入れ損があります。これで償還金13億円余を返して、NEXCO西日本に移管しました。新聞等で出ていますが、NEXCO西日本から移管額400億円ほどをもらって、借入金の210億円余を返済すると、200億円余が公社の残予算と、分配金としていただくと、最終的に清算するのは令和2年度中の見込みです。

次に奈良生駒高速鉄道株式会社、令和元年度事業計画書です。2ページに令和元年度収支予算があります。鉄道の事業損益が7億1,900万円で、ここに経常損益を見込んでいますから、当期純損益が3億300万円、単年度収支として4年連続で黒字になっています。

資金調達の状況ですが、当期末の借入金残高は198億5,500万円で、前期と比較して12億800万円減少しました。順次減少して、令和17年度には完済する見込みというのが奈良生駒高速鉄道株式会社に関する報告です。

続いて、折原県土マネジメント部理事から、公共交通基本計画の説明をさせていただきます。

○折原観光局長兼県土マネジメント部理事（地域交通担当） 私からは報第18号、奈良県公共交通基本計画に基づく施策の実施状況の報告についてご説明申し上げます。

1枚目で、公共交通の動向としまして、県内の公共交通を取り巻く環境をまとめていま

す。県内人口の動向ですが、奈良県の総人口は減少傾向、高齢化率は上昇傾向となっています。その一方、県内観光客数は、平成23年には減少していますが、その後は一貫して増加傾向になっています。

次に、2枚目、県内の公共交通の状況です。バス事業の状況ですけれども、乗り合いバスの輸送人員では平成24年度を底に下げどまっている状況になっています。他方、奈良交通の経営状況を記載していますが、事業収支は改善してきていますけれども、補助金を除く経常損益の赤字幅は拡大傾向になっています。平成29年度は約13億円の赤字が発生しているという状況です。公的支援のところをごらんいただければと思うのですが、奈良交通の路線バスへの補助金ですけれども、増加傾向になってきていまして、特に市町村の負担が大きくなってきている状況です。

次に、3枚目、施策の実施状況です。まず、まちづくりや保健、医療、福祉、教育、観光、産業等に係る施策との連携ですが、まちづくりや観光施策と連携して、ことし4月に供用開始した奈良公園バスターミナル、また、大宮通り新ホテル・交流拠点、(仮称)中町道の駅などの拠点施設の整備を進めてきているところです。また、京奈和自動車道や一般国道168号などの骨格幹線道路の区画の整備も推進しているところです。さらに、ぐるっとバスの運行ルートの見直し、ユニバーサルデザインタクシーの導入、公共交通の整備を進めています。

次に、公共交通の利用環境の整備で県内の1日当たり平均乗降客数3,000人以上の鉄道駅につきまして、平成30年度末における段差解消率が前年度末より4.0%上昇して79.0%というところまで来ています。

また、県内のノンステップバスですけれども、こちらは平成30年度末におけるノンステップバスの導入率が前年度末より3.0%上昇して、51.1%というところまで来ています。

公共交通のソフト面での利用促進ですけれども、警察本部におきまして、高齢者運転免許自主返納支援事業に取り組まれています。平成30年度には5,125人が免許を返納されています。

続きまして、取り組み内容を今後新たに検討するものです。まちづくりや保健、医療、福祉、教育、観光、産業等に係る施策との連携ですけれども、福祉、保健施策との連携としまして、昨年2月から5月にかけて実施しました社会実験を踏まえて、奈良交通におかれまして、ことし5月から新たな高齢者向けの割引バス、奈良交通ゴールドパスの販売を

開始されています。また、無人化された鉄道駅の再活性化ですが、市町村などを支援するための補助制度を拡充しまして、平成30年度におきましては、JR御所駅の再活性化等に取り組む御所市に対して、駅舎改良などに向けた調査、検討、設計ですとか、トイレの多機能化について支援を行ったところです。

新たな交通サービスの実現に向けて平城宮跡歴史公園をサイクルステーションとして新たに認定するなど、自転車の利用環境を充実したところです。

私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○増田まちづくり推進局長 まちづくり推進局所管の6月定例県議会提出議案につきまして、補正予算から説明させていただきます。

4ページ、2、賑わう「都」をつくるの1つ目、奈良公園施設魅力向上事業は、奈良公園の抱える課題を解決し、世界に誇れる公園にしていくため、奈良公園及びその周辺の整備を行うものです。

奈良公園の環境整備事業は、奈良公園の植栽整備及び春日山原始林の保全等を行うものです。

5ページ、奈良公園環境改善事業は、奈良公園への来訪者が快適に過ごせる環境を整備するために、公園施設の維持、修繕を行うものです。

7ページ、馬見丘陵公園の利活用検討事業は、馬見丘陵公園において来園者の利便性向上を図り、さらなる魅力づくりのため、検討を行うものです。

公園等活用検討事業は、県立公園等をより県民に親んでもらえる場とするために、飛鳥宮跡に係る保存・活用計画策定などの検討を行うものです。

飛鳥・藤原地域魅力向上事業は、飛鳥京跡苑池の保存整備と活用を図るために基本設計の見直しを続けるとともに、藤原宮跡の環境基礎調査を行うものです。

都市公園整備事業は、都市公園において支障木伐採等に取り組むものです。

8ページ、県営住宅建替事業は、老朽化した県営住宅の除却工事を行うものです。

県営住宅ストック総合改善事業は、老朽化した住宅団地の改修工事等を行うものです。

9ページ、4、便利な「都」をつくるの一番下、街路改良事業と、10ページ、奈良県総合医療センター周辺道路改良事業と、(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備事業は、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等に合わせまして、街路整備のさらなる推進を図るものです。

10ページ、平城宮跡周辺地域における街路渋滞対策検討事業は、平城宮跡周辺地域に

おける抜本的な渋滞対策の検討として、大和西大寺駅一体化と、平城宮跡内の近鉄線の移設について必要となる調査・検討を実施するものです。

19ページ、債務負担行為の追加です。公園等活用検討事業に係る契約以下2項目と、20ページの県営住宅ストック総合改善事業に係る契約と、街路改良事業に係る契約以下1項目の計6件です。これらの契約は、先ほど7ページ、8ページ、10ページで説明しました事業について適正な工期を確保するため、債務負担行為の追加をお願いするものです。

続きまして、条例について説明します。

条例説明資料の10ページをお願いします。奈良県手数料条例等の一部を改正する条例の1、手数料等の額の改定、(1)奈良県手数料条例の一部改正関係のカとスです。地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴いまして、二級建築士または木造建築士免許手数料と、二級建築士試験または木造建築士試験手数料をそれぞれ見直すものです。施行期日は令和元年10月1日です。

次に、令和元年度補正予算案その他120ページ、121ページをお願いします。

議第47号、市町村負担金の徴収についてです。まちづくり推進局所管分は121ページの(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備事業、奈良公園施設魅力向上事業です。これは地方財政法第27条の規定により、今年度に施行する事業によって利益を受ける奈良市に費用の一部を負担していただくものです。

続きまして、報告について説明します。126ページ、報第1号、平成30年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてです。

まちづくり推進局の繰越明許費につきましては、130ページから131ページまでのまちづくり推進費に記載しています。合計額はここに出ていませんけれども、さきの2月定例議会におきまして、繰越明許額として50億9,100万円余を認めていただきました。その後の進捗、清算等によりまして、今年度への繰越明許額は42億7,100万円余となりました。この内訳は、当初予算分では昨年度より5億500万円余の減、補正予算分では昨年度より26億4,600万円余の増となりまして、当初予算分と補正予算分を合わせますと、昨年度より21億4,000万円余の増となりました。主な理由としましては、大幅な増となった補正予算分について、適正な工期を確保したためです。今後の執行につきましては、計画的かつ進捗管理に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

177ページ、報第20号、地方自治法第180条第1項の規定によります専決処分の報告が2点あります。

まず、奈良県手数料条例の一部を改正する条例につきまして、租税特別措置法施行令の改正によりまして条項にずれが生じたことから、所要の改正を行ったものです。施行期日は改正租税特別措置法施行令施行日である6月1日としています。

次に、県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明渡等請求申立てに関する訴訟事件について、この明細の記載につきましては、182ページをお願いします。家賃滞納月数が6か月以上または滞納額が20万円以上の者に対しまして、不正行為によって入居したもののうち、住宅明渡請求通知書の送付や訪問による督促を行っても応じないなど、特に悪質と認められるもの5件につきまして、本年5月31日に住宅明け渡しの請求申し立てを行ったことを報告するものです。なお、5件のうち、1件につきまして、匿名の表記となっていますけれども、この対象者はドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者への支援措置対象者でありまして、対象者に不利益が生じないよう配慮したためです。

まちづくり推進局所管分は以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○青山水道局長 それでは、水道局所管の分についてご説明させていただきます。

まず、条例の改正です。6月定例県議会条例説明資料をお願いします。

議第44号、職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例のうち、水道局所管は8ページをお願いします。県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度を導入するため、水道局における当該職員に支給する給与等につきまして、知事部局の一般職員に準じた改正をするものです。施行期日は令和2年4月1日としています。

続きまして、補正予算案その他135ページをお願いします。

報第3号、平成30年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算繰越計算書の報告についてです。建設改良費の繰り越しです。事業名は、用水供給施設建設事業で、予算計上額37億2,979万7,000円に対して、支払い義務発生額16億3,783万6,000円余、翌年度繰越額12億9,400万円となっています。繰越額の財源につきましては、議案書記載のとおりです。繰り越し理由につきましては、工事の施工方法の検討等に不測の日数を要したことなどによるもので、早期完成に向けて鋭意努力をしてまいりたいと考えています。不用額7億9,796万円余につきましては、入札差金等による工事費の執行残などによるものです。

以上が平成30年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算の繰り越しについてのご報告です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○田尻委員長 ただいまの説明について、質疑があればご発言を願います。なお、その他の事項については、後ほど質疑を行いますので、ご了承願います。

○小林（誠）委員 予算案の概要について2点ほどお聞きかせいただきたい。予算案の概要7ページの河川情報基盤整備事業について、河川情報をリアルタイムに把握し、市町村や住民に提供することにより、災害時の迅速かつ確実な避難行動を支援するシステムについてですが、近年の豪雨災害の課題として、洪水の危険性が十分に周知や認知されずに、的確な避難行動につながっていない例があります。国でも洪水時の観測に特化した低コストの監視カメラや水位計、洪水時に避難判断の目安となるようなリアルタイムのシステム、簡易型の河川監視カメラ、機能を限定した低コストのカメラの導入、検討も行ってはいますが、このシステムの改修に合わせて、このあたりの整備状況についての奈良県の状況についてお聞かせいただきたい。

○岡部河川課長 簡易水位計、簡易設置カメラの整備状況についてお答えします。

県では水位計をこれまで平時から固定していましたが、国で開発している洪水時に特化してはかることができる低コストな水位計を現在、県では3カ所をモデル的に設置して、状況を観測しているところです。今回のモデルケースをもとに計上する予算について、今年度当初予算も含めて、20カ所で設置していきたいと考えています。以上です。

○小林（誠）委員 国の資料を見させていただきますと、ことし2月にICT・IoTを活用した検討会がようやく始まり、今後新たなシステムや整備が始まると思います。各市町村からどれほどの設置要望があった中での件数なのか。例えば各市町村職員の方々は、大きな台風が来たら昼夜を問わず、夜中でも10分置きに外に出て、豪雨の中、水位の状況を報告しなければいけない。そのような職員の姿を見ていると、早期に整備することにより、市町村職員の安全確保にもつながるのかと思います。大きな台風であればあるほど、数時間ずっと寒い中、交代の人員も派遣されずに豪雨の中、対応が必要な市町村もあります。そう考えますと、各市町村はどれぐらいの数を要望されているのか、それに対して、県はどのように対応されているのかお伺いしたい。

○岡部河川課長 市町村からの要望ですけれども、一昨年に1度アンケートはとっていますが、今回モデル的に3カ所設置しているところも踏まえ、再度各市町村で、具体的にどこにこういったものを設置したいか、どう活用してもらえるかについて、再度アンケート

調査をしているところですので、結果を踏まえて、設置等、順次行っていきたいと考えています。以上です。

○小林（誠）委員 検討していただくということですので、次年度の予算案でも、しっかりと見させていただきたいと思っておりますけれども、市町村の職員は厳しい状況下で災害対応されていますので、早期に対応していただきますよう、要望させていただきます。

続きまして、リニア中央新幹線及び関西国際空港・リニア中央新幹線接続新幹線調査検討事業について、少し詳しくお伺いさせていただきます。調査名称に「及び」と入っていることについてですけれども、例えばリニア中央新幹線の想定ルートに関する調査・検討、新奈良市附近駅と関西国際空港を直結するリニア新支線に関する調査・検討と予算案の概要の中で、そのように事業の内容が記載されていますけれども、それぞれの調査に関する費用は幾らだったのか、2,500万円の予算計上のための積算はどのようにされたのか、根拠とそれぞれの調査委託業務の内容について、あわせてご答弁いただきたい。

○西村地域交通課長 リニア中央新幹線及び関西国際空港・リニア中央新幹線接続新幹線の調査検討の予算について答えさせていただきます。

2つの項目のそれぞれの内訳は、リニア中央新幹線の本線とその支線となる関西国際空港・リニア中央新幹線接続新幹線について、一体的に調査検討を行う必要があることから、内訳が具体的に分かれているというものではありません。

2,500万円の積算根拠についてですけれども、これは平成30年度にリニア中央新幹線調査検討事業として、奈良市附近駅を中心とした交通体系についての調査検討で、2,500万円の予算を計上していました。今年度の補正予算につきましても、昨年度と同程度計上させていただいたものです。

それぞれの調査内容はどのようなものかということですが、リニア中央新幹線につきましては、JR東海が駅ルートの公表に向けた準備を進められるよう、3市が誘致を表明しています駅候補地を中心に、想定され得るルートに係る施工方法や建設費等について整理することを考えています。

次に、関西空港へ接続する新幹線につきましては、6月25日に知事が答弁しましたとおり、構想の実現可能性について調査・検討を行うもので、具体的な調査内容については、現在検討中です。以上です。

○小林（誠）委員 ご答弁ありがとうございます。

先日の代表質問の中でも知事のご答弁の中で、調査成果物を見ていただいてから辛辣な

ご意見でも賜りたいとおっしゃっていましたが、平成30年度の当初予算でもリニア中央新幹線の整備推進事業が予算として上がってしまっていて、その中でもリニア中央新幹線接続新幹線整備推進事業として328万5,000円、新たにリニア中央新幹線調査検討事業として、同じく2,500万円が平成30年度の予算で上がっていました。知事にせっかくおっしゃっていただきましたので、それぞれの成果内容についても教えていただきたいのですが、平成30年度の成果物はいつごろ委員会に提出していただけるのかお答えいただきたい。

○西村地域交通課長 2,500万円を計上していました調査検討事業につきまして、平成30年度は執行していません。

それともう1点言われた320万円余というのは、少し聞き逃したのですけれど、何の経費として上がっているのか、もう一度お願いします。

○小林（誠）委員 平成30年度の予算案の中で、県土マネジメント費の中の第2目、地域交通対策費の委託費の説明で、リニア中央新幹線整備推進事業費として328万5,000円、リニア中央新幹線調査検討事業費として2,500万円と2項目上がっていますので、その内容についてお伺いしました。

○西村地域交通課長 328万5,000円を計上しています推進事業費としては、主な内容として、リニア中央新幹線促進奈良県期成同盟会などへの負担金として、310万円余を執行しているところです。以上です。

○小林（誠）委員 平成30年度の成果物がないということは、プロポーザルの入札をしたのかしていないのか、なぜ中止されたのかについてお聞かせいただきたい。

○西村地域交通課長 平成30年度の調査検討事業が不執行になった理由、どのような検討をしていたかというプロポーザルのあり方等につきましてご質問いただきました。リニア中央新幹線接続新幹線の調査検討と申しますのは、当初、平成28年11月に知事が初めて構想を発表したということからですので、そのころからの検討状況と予算の執行についてご説明させていただきます。

リニア中央新幹線奈良市附近駅と関西国際空港を結ぶ高速鉄道路線については、県として平成28年11月の与党北陸新幹線敦賀・大阪間整備検討委員会において、北陸新幹線の南周りルートをリニア奈良市附近駅を経由して関西国際空港に接続する将来構想として、提案したものです。この調査検討のために、平成29年度予算に委託費2,500万円を計上し、平成29年7月19日より公募型プロポーザル方式による公告を行いました。

参加表明書の提出者があられず、不調となったものです。このため、発注業務の内容について見直すこととし、ベースとなる構想案を県で作成し、当該構想案に関する調査検討を行うこととしました。具体的には想定されるルート案、走行方式や事業スキーム等について検討を行いましたけれども、こうした検討に時間を要し、平成29年度に改めて委託業務を発注して、業務完了に必要な期間が確保できないということで、引き続き内部で検討することとしました。なお、検討結果につきましては、平成29年12月の第4回スーパー・メガリージョン構想検討会において、関西国際空港・リニア中央新幹線接続新幹線構想として、知事が発表されたところです。

平成30年度には、平成29年度に発注できなかった検討の内容をベースに、さらに検討を進めて、奈良市附近駅と関西国際空港をより短時間で結節する走行方式や具体的な設置駅等について検討を行っていましたが、こうした検討に時間を要し、業務委託完了に必要な期間が確保できなかったため、平成30年度におきましても、事業発注を取りやめたものです。なお、その間、内部で検討していましたが、平成31年1月に開催された第17回スーパー・メガリージョン構想検討会において発表したところです。以上です。

○小林（誠）委員 平成29年の事業発注の不調を受けて、平成30年度に向けて努力していただいた。平成30年度の事業成果を踏まえて、今回、補正予算を上げていただいた。ところが、今までとは違う状況になってしまったといいますが、代表質問で知事がいろいろなことを発言されて、それによって、担当課としても検討・協議に要する時間が必要になってくる。そういうことを考えると、また時間を要し過ぎて、本年度も発注できないおそれは多々あるのではないかと思います。6月議会で承認しても、また、10月ぐらいにプロポーザルを行って、10月以降の5ヶ月で考えて、2,500万円が高いのか安いのかは別としまして、果たして今回入札があるのかと思うのです。ちなみに、代表質問の中でも少し答弁がございましたけれども、JR西日本あるいはJR東海との事前協議や関係する大阪府や和歌山県との協議、または関西広域連合との事前協議などはどのような状況であるのか、当委員会にもご報告いただきたい。

○西村地域交通課長 関係者との協議がどう行われているのかということですが、平成29年12月及び平成31年1月の国土交通省のスーパー・メガリージョン構想検討会において知事が発表しました関西国際空港とリニア中央新幹線を接続する新幹線構想に関しましては、和歌山県など、関係者に情報提供は行っておりますけれども、現在のところ

ろ、事務的な協議を行っていないところです。以上です。

○小林（誠）委員 これまでの事業とは違う中で、事前協議が行われていないということですが、リニア中央新幹線の間駅でもある奈良県での駅の位置が確定していない状況、時期にあえて、関西国際空港・リニア中央新幹線接続新幹線の調査検討事業を行う、予算計上する意図及び理由をもう一度説明していただきたい。

○西村地域交通課長 なぜこの時期に予算化して調査をするのかということですが、これにつきましては、6月25日に知事が答弁申し上げましたとおり、2037年にリニア中央新幹線が全線開業となると、奈良市附近駅の設置により本県がさらに大きく飛躍するチャンスと捉えて、今から20年後の県の姿を見据え、戦略的な地域づくりを進めていく必要があると考えているところです。このため、ことし1月に開催された、スーパー・メガリージョン構想検討会において、知事が発表した奈良市附近駅と関西国際空港を直結する新幹線の構想の実現可能性について調査検討を行うための所要額を今回補正予算に計上させていただいているものです。

なお、平成23年5月にあった国の交通政策審議会の答申においても、リニア中央新幹線の整備により、三大都市圏が約1時間で結ばれる効果を最大限活用し、今後、我が国の国際競争力を維持するためには、三大都市圏における中央新幹線の駅と国際拠点空港の間のアクセスの利便性を十分に確保することが極めて重要であるとされているところです。以上です。

○小林（誠）委員 調査の事業内容や必要性については、誰もが理解できるのかなと思うのですが、知事の発言を受けて、担当レベル、担当課として本当に手続きができるのか、平成29、30年の二の舞になるのか心配しています。担当課は粛々と業務をこなしていただきたいと思いますけれども、以上で一旦私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○太田委員 私から1点、質問させていただきます。議第44号の職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例が、非正規職員の任用の根拠を適正化するということと、会計年度の任用職員の新設に当たるかと思っておりますけれども、その点でお伺いいたします。

1つ目に、新たに設けられた会計年度任用職員、これは水道局の職員になろうかと思っておりますけれども、今の日々雇用という雇用の不安が条例の改正により解消されるのかということです。ことしの4月から、民間で働く非正規雇用労働者は、無期転用ルールが始まりまして、5年を超えて雇用が継続していれば、本人の申し出により、無期雇用へと転換す

ることができるということで、大きな転換期を迎えたところです。一方、公務で働く非正規職員には、労働契約法が適用されず、有期任用であることを根拠に、いつでも雇いどめであったり、非正規になる状態になってしまうのではないかと心配しています。更新するとはいえ、任期は1年という、不安定な雇用形態で、今回も地方公務員法や地方自治法の改正で問題が解消されるのかについて、まずお伺いします。

○町尻水道局総務課長 会計年度任用職員の雇用期間等の諸問題についてのご質問がございましたので、お答えさせていただきます。

会計年度任用職員は、制度上、任期を1会計年度以内としていて、会計年度任用職員の職については、1会計年度ごとにその必要性を吟味した上で、新たに設置された職として位置づけられたものです。よって、公募による選考を経た上で任用することを原則としているものです。

なお、水道局から提出しています今回の改正条例につきましては、会計年度任用職員の給与等の種類と基準を知事部局の会計年度任用職員と同一にするもので、水道局の会計年度任用職員の雇用期間その他の諸条件などにつきましては、今後、知事部局等関係機関と調整をしながら運用を定めていきたいと考えています。以上です。

○太田委員 民間では雇用形態が保障される方向になってきているけれども、そこはまだ解消途上だと認識しました。

2つ目にお伺いしたいのが、会計年度任用職員になることで、非正規職員の待遇が改善されるのかということです。今回の改正で、これまで出せなかった手当の支給が可能になったと言われています。しかし、実際のところ、会計年度任用職員はフルタイムとパートタイムに分かれるとされており、フルタイムには退職手当など諸々の手当を支給するけれども、1分でも勤務時間が短いとパートタイムとみなして、賃金ではなく、報酬とすることや、手当の支給も期末手当のみという格差が残るとも言われています。水道局で働く日々雇用職員の方々は賃金や手当の待遇はよくなるのかどうか、この点についてもお伺いします。

○町尻水道局総務課長 会計年度任用職員に移行された後の待遇は改善されるのかというご質問かと思いますので、お答えさせていただきます。

水道局には、非常勤職員である日々雇用職員が現在8名いらっしゃるのですが、移行後の会計年度任用職員の給与や勤務条件等の処遇につきましては、総務省のマニュアルが示されており、支給すべき手当等について、例えばフルタイムで会計年度任用職員というこ

とになればもちろん、パートタイムでも一定時間以上の勤務があれば期末手当の支給が可能になるなどの整理がされているところで、非常勤職員の処遇は基本的には改善されると考えています。以上です。

○太田委員 国会では、今回の法改正の趣旨は任用の適正化と勤務条件の確保であると答弁されていますけれども、任用の適正化といっても、待遇改善が進まなければならないと思っていますので、注視していきたいと思っています。今、お話聞かせていただきますと、待遇面では少なくとも現在よりはよくなると、特に手当の面で前進すると捉えさせていただきました。

また、リニア中央新幹線について質問しようと思っていましたが、先ほど小林委員からご質問されました。やはり2,500万円というお金が予算計上されて、一体どのような形で調査検討が進んでいるのかということについては、知事の答弁でもございましたけれども、皆様にわかるような形で報告していただくべきだと申し上げておきたい。以上です。

○川口（正）委員 令和元年度6月補正予算案の概要の175ページ、この予算案に私は反対ではないのですが、物事の総合性、合理性ということから少しだけ意見を述べておきたい。というのは、道路パトロールを各事務所とも頻繁にやってくれているのだらうと思いますけれども、いずれにしても、穴ぼこで事故があった、落石に乗り上げた、そういうことでの事故で県に対する損害賠償と、こういうことになっていると思うのです。事故は偶発的なことであろうとは思いますが、パトロールをしっかりやってくれているのだらうと思います。くらし創造部の環境衛生の関係で毎日パトロールやっていると、砂防指定地の関係で、無申告、無許可であんな大きなところが開発されていたら、目につくだらう。うちの担当ではないのだ、部局が違ったらパトロールの関係では目を向けないという問題があるので、とにかく何部であろうがいろいろなパトロールの環境を、セクションを越えて、いろいろなところに目を向けようという体制をつくるべきだらうと思う。というのは、後の話と関係するけれど、こんな大きな不法開発が目につかないはずがない。いずれにしても、こういうむちゃな展開については役所は迷惑だ。迷惑な行為を受けているわけだけれども、問題が起きたら、議員としてそれは指摘しなければならず、気分の悪い、不愉快な話題になるわけなので、嫌なことはできるだけなくすような、日常的な業務をぜひ組み立ててもらいたいと思う。この予算に反対する意味で言っているのではなく、総合性ということで、まちづくり推進局、県土マネジメント部の関係だけではなく、他の部局の

パトロールとの関係に目を向けてもらいたい。

職員の交通事故、衝突事故など、交通安全に十分留意するよう心がけてください。

○小林（誠）委員 私も、会計年度任用職員についてお聞かせいただきたい。総務省のマニュアルを平成26年度から見させていただきますと、会計年度任用職員は1会計年度ごとにその職の必要性が吟味される、新たに設置された職として位置づけされるべきものであり、会計年度任用の職についていた者が任期の終了後、再度同一の職務内容の職に任用されることはあり得るが、同じ職の任期が延長された、あるいは同一の職に再度任用されたという意味ではないと書いていますけれども、これは同一労働、同一条件、同一賃金とは全く2年目以降は変わるのですか。総務省のマニュアルのこのあたりがわからないので教えていただきたい。

○町尻水道局総務課長 今回、水道局におきましては、給料の改定という形で条例改正の提案をさせていただきました。その他の項目、採用も含めた条件等につきましては、水道局で今、勉強を重ねているところでして、知事部局、国の関係機関等、委員におっしゃっていただいたようなところも含めて、解釈を把握しながら、今後、水道局の規則の中で定めていきたいと思っています。現時点では正確な理解がまだできていないのが実情です。以上です。

○小林（誠）委員 臨時職員、非常勤職員の待遇については、平成21年度に国から改善が求められて、それでも周知徹底されませんでしたので、平成26年に再度周知徹底された経緯があります。それを踏まえて、今回は3年間の経過措置の後、来年度からこの改正によって臨時職員、非常勤職員の方々の処遇が改善されるという認識でいるのですけれども、あと1点わからないことがあります。この会計年度任用職員は共済組合の組合員となることができるのかということについて、総務省のマニュアルを見てもなかなかわからないのですけれども、その点教えていただきたい。

○町尻水道局総務課長 大変申しわけございません。この点につきましても、水道局で確認しながら、今年度内には規定等を整備させていただきたいと考えています。以上です。

○小林（誠）委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

最後に1点、もしわかるようでしたらお答えいただきたいのが、地方公務員の共済組合員となる資格について、条例や規定をいろいろ見させていただいたのですけれども、その中で、1点、この要件があるから組合員になれない、共済に入れないのかという項目があります。それに関連して1つ教えていただきたいのが、臨時職員の残業についてどのよう

に認識されておられるのかということについてお聞かせいただきたい。所定時間以上勤務した日が18日以上ある非正規職員の方々が12カ月を超えて働かれると共済組合に入れる規定、規則があるのですけれども、それがネックとなって入れないのかなと思います。実態として、水道局ではどのような勤務状況なのか、経過措置期間が3年間ありましたので、これを機に調査されていたら、一度、状況についてお聞かせいただきたいと思ひまして、質問させていただきました。

○町尻水道局総務課長 これまでの実績ですけれども、非常勤の日々雇用職員につきましては、超過勤務は一切やっけていただけていません。国で支給すべき手当と支給できない手当というのがマニュアルで示されていると思ひますけれども、今後はフルタイムの任用職員であれ、パートタイムの任用職員であれ、超過勤務が発生すれば当然支給をしていくという整理はされています。

○小林（誠）委員 理事者の皆様方には、親切、丁寧に教えていただきましてありがとうございました。

私の質問は以上です。

○田尻委員長 ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言をお願いします。

○国中委員 自由民主党は当委員会に付託を受けました案件全て賛成いたします。

○岩田委員 自民党奈良も賛成します。

○川口（正）委員 創生奈良も賛成。

○太田委員 日本共産党は、議第39号についてはリニアの調査検討の費用が必要ないと考えることから反対です。議第44号については、消費税増税そのものに反対をしていますので、この条例についても反対の態度を表明しておきたいと思ひます。以上です。

○小林（誠）委員 日本維新の会としましては、議案第39号については、先ほどから質問させていただきましたリニアに関するご答弁をいただきましたけれども、やはりまだまだ準備不足であると考えています。調査の必要性や事業内容につきましては理解をさせていただきますけれども、手法につきましては平成29年度の不落、不調や平成30年度の未執行を受けての改善がまだまだ見られない状況でありまして、重要であるのであれば、しっかりとした議案を本委員会に、議会に提案していただきたいとお願ひをさせていただきます。反対させていただきますけれども、リニア以外の予算につきましては賛成させていただきます。

○田尻委員長 ただいまより付託を受けました各議案について、採決を行います。

まず、令和元年度議案、議第39号中、当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

令和元年度議案、議第39号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。起立多数であります。よって、令和元年度議案、議第39号中、当委員会所管分については、原案どおり可決することに決しました。

次に、令和元年度議案、議第45号中、当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

令和元年度議案、議第45号中、当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。起立多数であります。よって、令和元年度議案、議第45号中、当委員会所管分については、原案どおり可決することに決しました。

次に、残余の議案については、一括して簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りをいたします。令和元年度議案、議第44号中、当委員会所管分、議第47号中、当委員会所管分及び報第19号中、当委員会所管分については、原案どおり可決、または承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、本案は、いずれも原案どおり可決、または承認することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

令和元年度議案、報第1号中、当委員会所管分、報第2号、報第3号、報第12号から報第14号、報第18号及び報第20号中、当委員会所管分については、理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承をお願いします。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。

県土マネジメント部長から奈良県道路整備基本計画の改定案の概要ほか3件について、まちづくり推進局長から平成30年度予算公共事業の主な事業箇所の事業費の変更ほか1件について、報告を行いたいとの申し出がありましたので、県土マネジメント部長からご報告をお願いします。

○山田県土マネジメント部長 県土マネジメント部まちづくり推進局報告事項の1から4まで説明させていただきます。

報告の1なのですが、奈良県道路整備基本計画の概要ということで、奈良県における道路整備計画における施策の基本的な方向性を平成31年6月までまとめています。計画策定後の改定案の概要のご報告ということで、前回、2月議会でもご説明させていただきましたが、奈良県経済の伸展に対応した目的志向の道路整備、工業団地へのアクセス道路の整備、もしくは公共交通の利用環境による観光地へのアクセス性の向上、生活空間における道路環境整備の推進の中で、生活空間における歩行者・自転車利用環境の向上、無電柱化の推進、重要インフラの防災・減災対策があります。Ⅱ、道路整備の進め方で、「選択と集中」の深化と道路整備の体系化があります。事業着手前段階、評価基準の充実と評価実施プロセスの徹底があります。

項目は前回もありましたが、より具体的に説明したのが次のページです。一番大きな柱ですので、説明させていただきます。「道路整備の進め方」の新たな施策概要、1、「選択と集中」の深化と道路整備の体系化、段階に応じた評価の実施、評価基準の充実と評価実施プロセスの徹底です。

今、必要性の調査、B、目的と関連性の調査、実現可能性の調査、優先度の判定、なかなか事業化しても進まない事業等が幾つかありまして、どうやって選んでいくかを考えたものです。

A、必要性の調査で、県土形成、地域振興等の目的に関する道路整備の必要性の有無、これは従前もあったのですが、付加基準として、まちづくりや工業ゾーン、観光地アクセス、観光地間連携、単にB/Cでない評価の必要性があるのではないか、評価項目の必要性を出しています。

B、目的との関連性、これは道路の整備による関連性という意味です。さきほど説明したAの目的と道路整備にどういう関連性が出てくるのか。具体的には市町村でつくっているまちづくり計画とか国道168号、国道169号のような県土の骨格づくりの計画、こういったものがしっかりあって、目的に合致するルート・構造の比較、候補が出てきます。

道路整備によって、その目的がどれぐらい果たされるのかということがわかった上で、Cの実現の可能性に入っていきます。この中でよく言われますのが、用地買収の難易度の判断。なかなか地元の用地買収が簡単でなく、実現が難しいのに事業化するのかというのが、一つ頭を絞るところです。

D、優先度として、関連事業の進捗度、用地買収の進捗度、事業執行環境を含めて新規事業化していきます。調査をすることと新規事業化までに幾つかの調査ファクターを入れて、より慎重に、事業化する事業は早く進むようにという工夫をしていきたいという思いです。

次のページは、新たな施策概要としまして、企業立地の環境改善、観光地へのアクセス改善、観光地間の周遊促進、災害に強い道路の整備ですが、従前からいろいろお願いしています工業団地へのアクセス道路等について、どのように整備していくかという具体的なイメージを書いたものです。

報告1は以上になります。

次に、報告2が無電柱化の概要です。本県でまちづくりを進める上で必要な取り組みや防災に資する無電柱化などを位置づけた2023年度までの無電柱化推進計画をつくるものです。これはどういうことかと申しますと、費用の問題もあり、無電柱化もなかなか事業が進んでいません。無電柱化の対象道路として、防災、景観形成・観光振興、県・市町村とのまちづくり、少し目的を絞って、3番の目標で、実際に事業化している箇所も、防災、景観形成・観光振興、県・市町村とのまちづくりに特化してやりたい。特に景観形成・観光振興、県・市町村とのまちづくりは、まちづくり協定等もありますので、しっかり応援できるものは応援して、選択と集中でやっていきたい。その結果、三輪山線の無電柱化事業の一部が5年間で概成する見込みが果たしたと書いています。

4番、講ずべき施策で、いろいろございますが、県道三輪山線の中で、関係者間の連携強化、広報・啓発活動、要はなぜこれが必要なのか、ベースになるまちづくり協定ができていることが前提ということで、こういった事業をしながら、奈良県としては無電柱化事業を幅広く行うという面よりも、景観形成、まちづくりに絞ってやりたいという意思を示したものです。

報告3になります。これは、奈良県土砂災害対策施設整備計画の中に、近年の土砂災害を教訓に、避難所の保全が最重要であり、住民の命を守る行動、命を守る備えを支える真に必要な対策を推進するため、奈良県土砂災害対策施設整備計画を策定するとあります。

何を言っているかという、これまでの取り組みでソフト対策、ハード対策をいろいろやってきたのですけれど、なかなかこれも的が絞り切れていない、十分お伝えできていないという反省から、Ⅰで真に必要な箇所・範囲で対策、課題Ⅰでレッド区域、いわゆる土砂災害特別警戒区域で24時間の要配慮施設や避難所が200カ所近くあり、ほとんどで代替が確保できない。こういうところが崩れてしまうと、避難行為そのものが無駄になってしまうので、まず、そういった箇所の対応を進めます。課題Ⅱは、奈良県では平成23年に紀伊半島大水害があり、国道168号が途絶えて、緊急輸送道路が途絶えて、非常に厳しい状況になったので、その反省を踏まえるものです。課題Ⅲは、昨年7月豪雨で、基準が古かったので、古い砂防堰堤で人的被害が発生した。特に土石流の被害が大きい。この課題Ⅲについて、主な整備箇所、例えばアンカールートやレッド区域内の要配慮者に対してどこをやっていくかをしっかり示すものです。Ⅱで客観的な見える化をしながら、ⅢでPDCAサイクルを回していくことで、場所を少し絞り込んでいく計画です。

報告4になります。公共事業の主な事業箇所の事業費変更について、概要に書いていますけれども、上から4行目、事業費が3割以上増減した18カ所について、その理由を説明するものです。

国庫認証減により、当初予定より事業費を減額するものです。わかりやすい例として、一番上の骨格幹線道路ネットワークの形成、道路改良事業、国道168号新天辻工区です。変更前の事業費が210,000千円、変更後が42,000千円で2割しか執行できていない。これは、実は地域高規格で国に予算執行のお願いをしたのですが、国庫認証がこれだけしかつかなかったので事業費を執行できなかったという説明です。

以下、道路災害防除事業、バリアフリー整備事業、通学路の安全対策事業で減っている理由を書いています。国庫認証減が主な理由なのですが、道路整備はなかなか簡単ではなくて、予算が6割だったら6割だけできるかということ、工区がありますから半分しか執行できないことがあります。予算よりも減っているところもあります。そういった意味で、幾つかできないところはありますけれども、できるだけほかの事業費を回しながら、おくれることのないようにしたいと思っています。

用地交渉の難航や地元協議などにより事業費を減額するものは、名前のとおりでして、用地交渉が難航した場合、もしくはJR等の関係機関、もしくは地元から道路線形の見直し等の要望があった場合に時間を要したものです。例えば、観光振興に資する道路整備の推進、無電柱化推進計画では三輪山線があります。三輪山線の事業は予定どおり執行でき

ませんでした。これは地元の方から生活道路の確保を要望されまして、その調整に時間を要したため、事業費が減ったものです。供用目標については、補正予算等を使っておくれることのないように進めたいと思っています。

次のページは、国庫認証増、これは事業が予定以上に進んだものです。国庫認証が増したものの、もしくは4番の変更理由、地権者の協力が得られたというのが一番の要因なのですが、当初の想定よりも事業が進んだために、事業費を増額したような例です。

これが大体、県土マネジメント部の上限3割のもので、あと1個、まちづくり推進局から説明します。

○増田まちづくり推進局長 報告4のまちづくり推進局所管分は、当初予算の約7割に国庫が認証減となりましたので、事業費を減額したということです。

報告5、県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明け渡し等請求申し立てにつきまして報告します。

平成30年度は、申し立て件数が計27件で、そのうち判決が23件、係争中が1件、和解が2件、取り下げが1件です。判決の23件で全て県の主張が認められています。係争中の1件は、名義人に対して訴訟申し立てを行いましたけれども、名義人ではない者が居住していたため、再度訴訟申し立てを行っているところです。和解の2件は、全額納付、または1年以内の分納を誓約された方です。取り下げの1件は、訴訟申し立て後に滞納家賃の一部振り込みがあったため、訴訟基準の20万円以下となり、取り下げたものです。以上です。

○田尻委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めて、質問があればご発言をお願いします。

○川口（正）委員 先般の代表質問で取り上げた内容の蒸し返しのような感じですが、ご理解いただきたい。お手元の6月27日の読売新聞のコピーを見てもらいたい。写真私の指摘した場所ではない。高田土木事務所が作成した別紙写真が問題の箇所です。まず、実情の認識をしてもらえればと思っています。隣はブロック塀がもう随分広範囲に積み込まれている。それほどに無許可開発が進んでいる現状をまず認識をしてもらいたい。私が県土マネジメント部に指摘しているのは、このような行為が蔓延しないように措置されるべきだということを基本に置いて問題を提起している。お互い共通認識を持とうではないかという意味で、私は提起している。執拗に意地悪でやっているのでも何でもない。県民が迷惑を受けないようにということ。特に、そういった違法行為が何カ所あるのだと

聞いたら35件あるとおっしゃったことも記憶がありますし、新聞にも出ています。そのうちの20件がもう解決したという記事になっているわけですが、どのような解決をなさったのか。違法にもさまざまあります。つまり、いろいろ補強等々の展開などもやりながらの解決もあれば、私が指摘している箇所は砂防指定地です。砂防指定地は、さわってはいけないところはさわってはいけないと私は思っている。さわってはいけないところで不法開発が進んでいる。これを指導だけでどのように解決するのかということをお聞きしたい。指導だけで解決するのかということです。原形に復旧できるのかどうなのかということも含めながら、指導だけで物事が解決をするのかということも含めながら、いずれにしろ、その前の記事には、御所市では、その前の別の会社の指導の関係ですが、何十回とも言えるほどの指導の文書を出したと、県も何度も指導していると。こういうことで、何年も指導の繰り返し、あるいは2桁の年月を十何年というような内容もあるわけです。そういう意味で、ちょっと拡散したような形での話になりますけれど、一体これは何年で、指導ということで解決できるのだ。厳しい対応をしなければ、こういう行為はあちこちで起こるのではないかと。予防も含めて、今ターゲットにしている違反行為に対して焦点を当てた形で物事の解決を方向づける必要があるのではないかとおっしゃっているわけですが。そういう意味で、指導、そして是正措置というのは一体どういうことだ。新聞記事には、業者は6月14日、県に是正計画書を提出しておりと書いています。この提出された計画書がどのような内容か私にはわからないけれど、これで解決となるのかどうなのか。この資料の写真のブロック塀は、一体どうなるのか。これも広場になっていますけれど、新聞記事も読みながら、この広場をどういう形で何に使うのだということも含め、不安で、信用ならないと私は思うわけです。私は長々と話をするつもりはないけれども、この箇所をターゲットにしながら、今後、こういった事例が起こらないためにも、阻止すべき方針を立てるべきではないのかとおっしゃっているわけですが。その方向が出るまで私は執拗に問題提起したいと思っておりますので、県土マネジメント部長の思いをお聞かせいただきたい。特にきょうは砂防の関係も、これは砂防指定地でしょう。レッドゾーン、あるいはイエローゾーン。査定の終わった箇所が1万以上あるのでしょうか。その中で、レッドゾーンが半分ほどあるわけでしょう。こういった対策をも含めて、危険なところを調べてもらっても結構だけれども、逆に、危険ということを知って、かえって不安だという気持ちも述べられている県民もいる。知ることによって、避難等でお互いが助け合う、励まし合わないといけないんだということをお聞きしている。そういう行政の取り組みとの関係においても、違法、

無謀な砂防の問題に対する積極的な展開が必要ではないのかということを私は申し上げたい。
県土マネジメント部長の所見を伺いたい。

○山田県土マネジメント部長 本議会、初度建設委員会でもお話をいただきまして、全部にお答えはなかなかできないと思うのですが、何点かご説明させていただきます。

先ほどのご質問で、部局間を越えてパトロールをもう少ししっかりやれというお話もいただきました。恐らくそれは、これだけの開発に気づかないのかと、どうなっているのだ、パトロールが弱いからしっかりやれということだと思います。今からご説明することは、私も川口委員にお話しいただいて、最近勉強して、本当に申し上げるのも恥ずかしいぐらい課題が多いのです。まず、今、全箇所のパトロールはできていません。開発を許可した場所は見ますけれども、許可していない場所は1万何カ所あり、見ることができていないのでこういうことも起きる。パトロールの強化はおっしゃられるとおりでと思います。どれぐらい時間がかかるかもわかりませんが、パトロールでしっかりと見ることはやっていく必要があると思っています。

次に、新聞記事で、6月14日に是正計画が業者から出されて、大丈夫なのかと。指導を十何年やってきたけれども、指導だけではだめな場合もあるのではないかのご意見もおっしゃるとおりです。是正計画について過去の例を見ますと、計画どおりやっていないのとか途中で工事をやめている事案もあります。そういったとき、業者はやる気がないとかやる気があると決めるルールがないので、ずるずる何となく注意しながら指導して、時効の期間も過ぎてしまったという事例もありました。指導というのは普通は行政指導で、一番厳しいのは監督処分になります。川口委員が言われている強制的な意味合いが強まっていますと、告発とか行政代執行になろうかと思っています。どの時点で告発して、どの時点で強制代執行しようという明確な基準を今持っていません。是正計画書を出していて、やりますと言う人に対して、それが悪質なのか悪質でないのかを見分ける基準もないので、言葉を信じて結局ずるずると、ある面、性善説で時間を過ごしてしまってきているところがあります。これは反省点になりますので、すぐできるかどうかはともかく、こういった時点でそこを見分けるんだということも含めて、悪質か悪質でないかというのを見分けないと次のステップに入れませんので、その課題も検討し始めたところです。川口委員からの質問全部には答えられていませんが、そういった課題が多々あるという現状です。

○川口（正）委員 悪質であるかどうかというのは開発の規模を見たらわかる。小規模で少しさわったというのだったら、まあ、無知でなされたということになるのだ。大きな開

発をしようと思ったら、それなりの計画性を持たないといけない。計画を持たずに開発する人がいますか。最初から意図的で悪質。隣に産業廃棄物の処分場があるのです。なし崩しで物事がいわば進められている。活用する土地を広げるためになし崩しでやっているわけです。悪質というのははっきりしているわけ。そして、是正計画は出てきたけれど、後は。別の河川敷でも、要は御所市内の問題箇所ですけれども、もうその行為者は亡くなっている。家族は残っていますけれども、事業も何もやっていない。資力も全くないわけです。そういう箇所を代執行という形で今、話題となっているわけけれども、そういうことでいいのか。代執行として、行政がかわりにやって、後でその費用は弁償してもらえるのですか。してもらえないでしょう。だから、問題が重くならない意味で、とっさに物事の解決のための方向をやっぱり示したほうがいいのではないか。行政の業務にしても、それこそ合理的ではないのか。むしろ気持ちが楽ではないのかというわけです。今のような旧態の展開では、矛盾はいくらでも拡大する、悪循環するということを何度も何度も繰り返しているわけです。だから、課題解決の方向を示されるまで私はずっと言い続けます。これ以上議論したら、もういい加減にしておけという不満が出てくると思う。私の意見は物事の解決の方向が出てこないことに対する不満と捉えてもらわないことには困ります。きょうはこれぐらいにしておきます。県土マネジメント部長、私はむちゃを言っていますか。

○山田県土マネジメント部長 ご指摘、ごもっともだと思います。行政として当然できていることができていないだろうという指摘に対して、おっしゃるとおりだという意味で申し上げます。検討しますので、いつまでというのはご容赦ください。

○太田委員 私からも数点質問させていただきます。

まず第1点なのですが、5月14日から15日の朝にかけまして、県道大和高田斑鳩線の法隆寺跨線橋から大きな鉄の構造物が落下しまして、町営の駐輪場の採光ガラスを突き破る事故がありました。県によりますと、構造物は10センチ掛ける15センチほどのL字鋼ということで、数十年前に跨線橋の側壁の外側に附属構造物のために数十個設置されたものです。経年劣化による落下が複数確認されていまして、2年前までは防護ネットがあり、危害を及ぼす落下事故には至っていないのですけれども、現在は跨線橋の点検のためにネットが取り外されていまして、今回の落下事故に至ったということです。今回は人や自転車に被害はなかったということですがけれども、この跨線橋の下には鉄道や道路がありまして、電車や自動車絡む大事故に至りかねないと言われています。こうした事故を

受けまして、県として何か対応を考えておられるのか、その点について、まずお伺いします。

○六車道路管理課長 法隆寺跨線橋からの落下物について、県はどう考えているのかという事です。

まず、法隆寺跨線橋からの落下物はどのように処理をしたのかについてご説明させていただきます。5月15日の夕方、通報を受けたわけですけれども、16、17日に立ち入り制限をして、鋼部材をハンマーで強打する調査の上、落下の可能性のある部材を全て撤去しました。残った部材は、当面落下しないものと考えていましたが、将来的に落下する可能性もあるため、落下防止網を設置して、橋の下の安全を確保してきたところです。

橋りょう点検は近接目視によって5年に1回の頻度で行っていきまして、腐食が確認され、落下する可能性があるものについては、第三者被害の予防の観点から、点検時に撤去することになっています。今回の事案を受けまして、まず、141橋ある橋下の利用のある橋りょう、歩道橋を緊急点検しました。そのうち11橋で配水パイプ等のとめ具の腐食が見られた、不具合があったため、早急に直しまして、全て完了しています。以上です。

○太田委員 視点を変えます。2014年7月の国土交通省の告知の中で、先ほど答弁にもありましたけれども、5年に1回、近接目視による点検を求めているということで、そういった中、今回この事故があったことで早急に点検されたということです。県で、道路鉄道連絡会議も過去数回開かれているとお聞きしています。私もネットで見てみたのですが、最新かどうかわからないのですけれども、その当時の点検結果ということで、平成26年から平成28年の累積で、IからIVに区分しまして、数字が上がるほど危険度が増す中で、県の点検結果では、33%がIIIに当たる。これは危険度が上から2番目に高く、構造物の機能に支障の生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態と表示されているのですけれども、現在、これがどんな状況になっているのか、お伺いします。

○六車道路管理課長 お答えします。

現在、平成26年から平成30年まで調査しまして、III判定につきましては223件ありました。これをあと数年かけて全て処置していくと考えています。

○太田委員 会議の附属書類の中で、それぞれの箇所について、どこがIであるとかIIIであるということが表示されていきました。先ほど223カ所あるというのは、私は、決して少なくない数だと思いました。これについては大体何カ年で改善していくという計画はお示しされているのでしょうか、その点についてお伺いします。

○六車道路管理課長 現在、お示ししているものではありません。今年度、点検結果に基づいて、長寿命化計画を策定する予定です。そこで明らかにさせていきたいと思います。

○太田委員 今回、斑鳩町で落下事故が起こった跨線橋も、Ⅲという判定だったのでしょうか。

○六車道路管理課長 Ⅲです。

○太田委員 Ⅲと判定された中でこういうことが起こっているということですから、早急に計画を立てて、改善策を県民に示していくことが非常に大事だと思っています。現在、計画がないということなのですが、ぜひ早急につくっていただきたいと思います。

2つ目なのですが、大和高田市のことで恐縮ですが、一昨年9月12日に大雨で、県が管理するアンダーパス10カ所のうち、大和高田市内で3カ所、田原本町内で1カ所冠水しまして、これらのアンダーパスに10台の車が誤って進入して、水没する事故が起きました。その後、冠水情報をドライバーに伝える手段として、冠水範囲や深さを路面や側面に標示するなど、対策がとられました。これ自体は非常に地元からも喜ばれていましたが、ことし6月21日に近鉄大和高田駅の高架下で1台の車の誤進入が起きました。これを受けて、今後の対応をどのようにお考えなのかについてお伺いします。

○六車道路管理課長 大和高田市内のアンダーパスに車が誤進入して、立ち往生してしまいました。まず、なぜ起こったのかということ警察にお伺いしながら検証しています。検証結果は、近鉄大阪線北側の線路沿いに東西の市道がありますが、そこから車がアンダーパスに進入されました。この市道には冠水に対する注意喚起がありませんでした。また、ここはドライバーによっては深く沈み込んでいるアンダーパスには見えない場合もあるという状況でした。

こうした状況から、すぐにできる対策を考えました。その日のうちに、冠水注意の看板を数枚、市道に立てています。大和高田市と連携を強化するために、初動について再度協議をさせていただいたところです。

さらに、ここは追加の対策をさせていただきたいと思ひまして、アンダーパスの前後に路面標示、県道の南北方向に、この先冠水注意といった路面標示を前後に出すと同時に、東西方向についても路面標示を出して、注意を喚起していきたいと思ひます。今現在、工事の準備を進めているところです。

○太田委員 ありがとうございます。

先ほどおっしゃられたように、今回、誤進入した原因は、このアンダーパスを南北に走

っている道路については、ここが冠水する可能性があることが皆様にもわかっていただけるのですが、東西に走っている市道からすぐに左折したところにこのアンダーパスがあるという形状で、ご本人も慌ててパニックになられて、高架下でとまってしまったと私もお聞きをしています。市道と県道との縦割りの中で、それができないということではなく、先ほどのご答弁では、市道にも冠水標示もしていただけるということですので、早急に対策していただくことが必要と思います。これから大雨の時期になってまいりますと、ここは本当によく冠水する場所です。私も先日、冠水しているところを見たところ、北側の神楽の交差点あたりからも通行どめになっているということで、非常に交通量が多いにもかかわらず、よく水もつくということですので、必要な対策はぜひ講じていただきたいと思っています。

最後の質問なのですが、少し話が変わりまして、高畑町裁判所跡地のホテルの建設についてですけれども、先日、地元の方などが県に対して、ホテルの建設が進行しているけれども着工前の住民説明会で説明を受けた施工方法などと異なる事態が見受けられると、工事の進行について住民に丁寧に説明する機会を設けてくださいというご要望を出されました。県からは、工事による影響を軽減できるように今後も誠意を持って対応してまいりますと回答されたとお聞きしていますけれども、どのような形で対応されるのかももう少し伺います。

○竹田奈良公園室長 ただいまの太田委員の質問にお答えさせていただきます。

高畑町裁判所跡地の工事につきましては、平成31年2月3日の工事説明会で説明した家屋調査の実施、工事車両の進入ルートの手数、作業時間等の事項を厳守して進めているところです。工事車両の手数や作業時間については、県の施工業者や民間事業者から翌週の工事内容の報告を受けて、住民の方々には毎週、工程表をお配りしています。業者からこの報告書を受けて、県としても確認しているということで、誠実に対応させていただいています。また、工事内容に変更が生じる場合や突発的な変更が生じた場合などは、その都度、住民の方々に連絡するなど対応させていただいています。これまでのところ、適切な施工管理や工程管理を行いまして、車両手数や作業時間に関して、住民の方々からは苦情を受けていません。

今後の話につきましても、住民の方々には週間工程表をお配りしていますけれども、具体的にいろんな要請に応じまして、延べ13回、住民の方々と直接お会いしてお話をさせていただいています。例えば、自宅から現場内が見えることが心理的な負担になるので仮

囲いの高さを上げてほしいとか、そういったご要望をいろいろ伺いました。これらの要望を受けまして、高さを変えたり、作業員の進入ルートを変えたりということも行っています。このように、いろいろな細かい要望にもその都度真摯に対応してるところです。今後とも引き続き、住民の方々と現場で直接お話しさせていただいて、工事による住民の方々の負担を少しでも軽減できるよう、誠意を持って対応してまいります所存です。以上です。

○太田委員 住んでいる方々の中にはいろいろなご意見をお持ちの方もいらっしゃると思うのですが、その中のお一人からお話を聞かせていただきますと、月曜日から土曜日まで、毎日午前8時半から騒音とほこりで窓もあけることができずに、洗濯物も干すに干せない状況だと。自宅前がホテルの出入り口になってしまうので、大型車両が道幅いっぱいに行き、多い週には1日20台以上の生コン車が入り、窓を閉め、家の中にも地響きのように響くということです。先ほどお話もございましたけれども、当初、2月3日の説明会で約束した内容、県は守っていると言うのだけれども、実際にふたをあけてみると想像以上にほこりが飛んできたりとか大型車両が道幅いっぱいを通るとか、説明を受けていても実際には想像以上の騒音やほこりということがあるのではないかと思います。2月3日に示した工程表を厳守していると言うのですが、住民の皆様からのご意見の中、それを見直すことも可能ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○竹田奈良公園室長 今のご質問ですけれども、粉じんのお話もされておりました。粉じんの飛散が多いと予想される既設の部屋の撤去の際には、飛散対策として水の散布を行って作業をしたところもございまして、そのあたりの粉じんの飛散に対する苦情はこちらには届いていません。ただ、敷地内の木の伐採の際に生じるほこりについては、一部住民の方から苦情を寄せられたために、民間事業者に慎重な作業を依頼したところです。それ以降、特にこちらには苦情をいただけていませんけれども、今後も真摯に対応していきたいと考えています。

○太田委員 ホテルが実際に開業すると、業者が入り出す通行口がないため、毎日、温泉を運ぶタンクローリーやごみ収集車などが家の前を通行するのではないかと心配もあるということです。私は、住民の皆様が県に求められたのは、丁寧に説明する機会を設けてくださいというのは説明会という形を望まれてるのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

○竹田奈良公園室長 ただいまのご質問でございますけれども、住民の皆様には週間工程表を渡しながらか、丁寧に話をさせていただいてますし、周辺の方とはコミュニケーション

ョンをとりながら、逐次、要請に応じてお話しさせていただいてる現状です。今後とも、このあたり、真摯に対応したいと考えています。

○太田委員 住民の中にはご意見をお持ちの方々がおられるかと思うのですが、私のところに寄せられているのは、この2月にあった説明会も、議論の途中であったにもかかわらず、公民館を閉める時間だからということで打ち切られて、来週から工事を始めますということで終わったとおっしゃられていました。現在、奈良地方裁判所において住民訴訟が提起されていたり、あるいは、奈良市の建築審査会において審査請求が出されるなど、住民の皆様はこの建設そのものも含めてさまざまなご意見をお持ちかと思えます。そういう観点からも、説明会は何らかの形で開くべきではないかと思えます。建築審査会もこの議会が終われば奈良市でも行われますし、裁判も注視しながら、必要なことはまた私からも申し述べていきたいと思っています。以上です。

○田尻委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。

日本共産党は反対討論をされますか。

○太田委員 はい、行わせていただきます。

○田尻委員長 では、日本共産党については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしく願いいたします。

日本維新の会は反対討論をされますか。

○小林委員 行いません。

○田尻委員長 では、日本維新の会については、委員長報告に反対意見を記載することといたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終わります。